

ステルスマーケティングについての消費者庁の告示案・運用基準案に賛成します

2023年2月28日

全国消費者行政ウォッチねっと

消費者庁は、いわゆるステルスマーケティングについて、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」告示案及び「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」運用基準案を公表しました。これについて以下の通り意見を述べます。

**1. 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」告示案について**

**【意見】** 賛成します。

但し、告示改正運用後も消費者を誤認させる悪質なステルスマーケティングの状況が改善されない場合には、課徴金納付制度などの導入や規制の対象範囲の拡大など、更に厳しい措置の導入を検討すべきです。

**【理由】** 広告であるかどうかという情報は、消費者の自主的・合理的な消費行動の前提として極めて重要なものです。消費者庁検討会の報告書でも、広告であることを認識しているかどうかによって消費者の消費行動が変化することが示されており、ステルスマーケティングが消費者の権利である「自主的かつ合理的に選択する権利」を侵害していることは明らかです。消費者庁が示すような告示改正により、ステルスマーケティングが法的に違法であることが明確となります。これによって消費者の権利が守られるとともに、優良な商品・サービスが適正に評価される公正な市場の確保が可能となると考えます。よって告示の改正に賛成します。

**2. 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」運用基準案について**

**【意見】**：賛成します。

**【理由】**：運用基準案については消費者庁検討会の報告書の方向性に沿った内容であり賛成します。今後の運用で多種多様なステルスマーケティングに対応ができるかどうかを注視し、デジタル技術の進歩などによる新たな手法に迅速に対応できるよう、適宜見直しを行っていく必要があると考えます。

以上